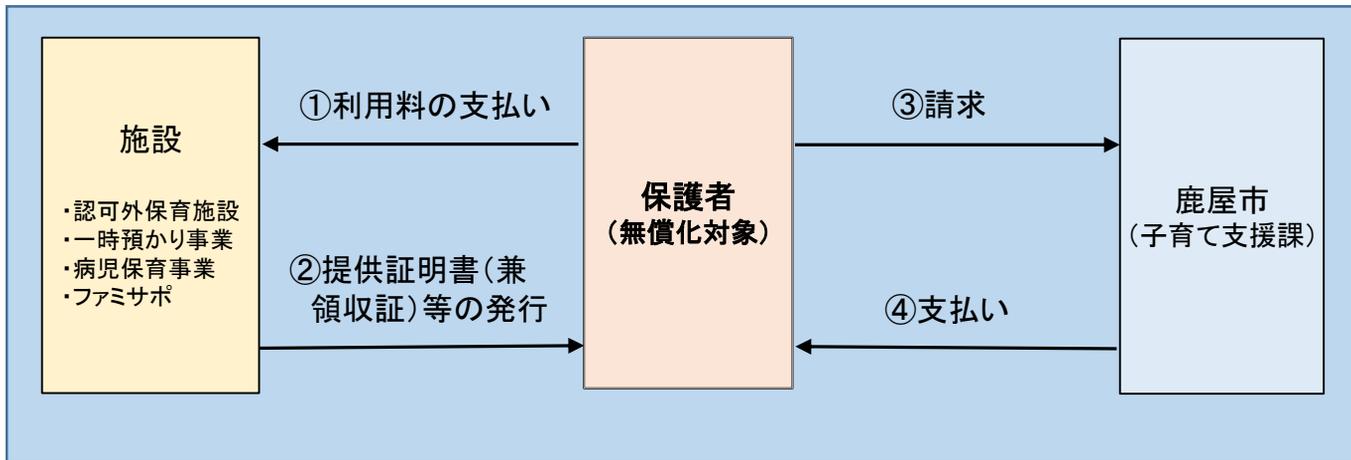


施設等利用給付認定を受けた方の償還払いについて

(認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミサポ)

【お手続きの流れ】



【無償化の上限額】

- ・ 3～5歳(新2号) : 37,000円/月
- ・ 0～2歳(新3号) : 42,000円/月

上限額と実際の利用料のいずれか低い方が支給額となります

【請求に必要な書類】

● 請求の際は、次の書類を市へご提出ください。

■ 施設等利用費請求書・請求内訳書

※記載例を参照のうえ、記入・押印を行ってください。

■ 「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」 もしくは「領収書と特定子ども・子育て支援提供証明書」

※施設から発行される書類です。

■ 振込口座の通帳の写し

利用した分を全て提出

【その他】

○利用料の請求の手続きは、年4回以上とすることが望ましいとされていますが、数ヶ月分をまとめてご請求いただくこともできます。

○利用料の請求は、当該利用月の翌月初日から起算して2年まで請求することができますが、対象年度の請求は次年度の4月上旬までに提出をお願いしています。(例えば、令和4年度の利用請求分は、次年度(令和5年)の4月上旬までの請求をお願いしています。)

○年度をまたがる利用分はまとめて請求できませんのでご注意ください。(例えば、3月利用分～4月利用分を請求する場合は、3月分と4月分に分けて請求することとなります。)